

## 「有価証券上場規程」の一部改正新旧対照表等

## 目次

	(ページ)
・ 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表 .....	1
・ 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表 .....	2
・ 上場申請に係る宣誓書 .....	3
・ 上場市場の変更申請に係る宣誓書 .....	4
・ 上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請に係る宣誓書 .....	5
・ 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表 .....	6
・ 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表 .....	8
・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表 .....	11
・ 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表 .....	13

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(上場申請に係る宣誓書)</u></p> <p><u>第3条の2 株券の上場を申請する新規上場申請者は、当該申請を行う時に、当取引所所定の上場申請に係る宣誓書を提出するものとする。</u></p> <p>(上場市場の変更)</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 上場市場変更申請者は、セントレックスからの上場市場の変更の申請を行う時に、当取引所所定の上場市場の変更申請に係る宣誓書を提出するものとする。</u></p> <p>(所属部の指定又は指定替え)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 上場株券の市場第一部銘柄への指定を申請する者は、当該申請を行う時に、当取引所所定の上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請に係る宣誓書を提出するものとする。</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年8月2日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者、セントレックスからの上場市場の変更を申請する者又は市場第一部銘柄への指定を申請する者から適用する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(上場市場の変更)</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(所属部の指定又は指定替え)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(新設)</p>

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)~(11) (略)</p> <p>(12) 上場契約違反等</p> <p>上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、<u>有価証券上場規程第3条の2、第12条の3第6項若しくは第13条第6項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合</u></p> <p>(13)~(16) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年8月2日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)~(11) (略)</p> <p>(12) 上場契約違反等</p> <p>上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合</p> <p>(13)~(16) (略)</p>

## 上場申請に係る宣誓書

平成 年 月 日

株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

会 社 名 \_\_\_\_\_ 印

代 表 者 の

役 職 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_ は、株式会社名古屋証券取引所（以下「取引所」という。）への上場申請に関し、次のとおり宣誓します。

- 1 上場申請及び上場審査において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載しており、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
- 2 投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨みます。
- 3 前2項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行なう一切の措置に異議を申し立てません。

## 上場市場の変更申請に係る宣誓書

平成 年 月 日

株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

会 社 名 \_\_\_\_\_ 印

代 表 者 の

役 職 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_ は、株式会社名古屋証券取引所（以下「取引所」という。）への上場市場の変更申請に関し、次のとおり宣誓します。

- 1 上場市場の変更申請及び当該変更に係る審査において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載しており、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
- 2 投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨みます。
- 3 前2項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行なう一切の措置に異議を申し立てません。

## 上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請に係る宣誓書

平成 年 月 日

株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

会 社 名 \_\_\_\_\_ 印

代 表 者 の

役 職 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_ は、株式会社名古屋証券取引所（以下「取引所」という。）への上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請に関し、次のとおり宣誓します。

- 1 上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請及び当該指定に係る審査において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載しており、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
- 2 投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨みます。
- 3 前2項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行なう一切の措置に異議を申し立てません。

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第9号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a～c（略）</p> <p><u>cの2 新規上場申請者の企業グループ（株券上場審査基準第2条第1項に規定する新規上場申請者の企業グループをいう。以下同じ。）の主要な事業活動の前提となる事項（主要な業務又は製商品に係る許可、認可、免許若しくは登録又は販売代理店契約若しくは生産委託契約（以下このcの2において「許認可等」という。）をいう。以下このcの2において同じ。）に係る次に掲げる事項を記載した書面</u></p> <p><u>(a) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項</u></p> <p><u>(b) 当該許認可等の有効期間その他の期限が法令、契約等により定められている場合には、当該期限</u></p> <p><u>(c) 当該許認可等の取消し、解約その他の事由が法令、契約等により定められている場合には、当該事由</u></p> <p><u>(d) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していない旨</u></p> <p>d～o（略）</p> <p>(4)（略）</p>	<p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第9号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a～c（略）</p> <p>（新設）</p> <p>d～o（略）</p> <p>(4)（略）</p>
<p>6 第3条（新規上場申請手続）第7項関係</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第1号の規定により当取引所が指定するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>a（略）</p>	<p>6 第3条（新規上場申請手続）第7項関係</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第1号の規定により当取引所が指定するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>a（略）</p>

b 第6項第2号の規定により提出される「上場申請のための有価証券報告書」に記載する財務諸表等

18 第13条（所属部の指定又は指定替え）関係

(1) 第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用を受ける上場会社については、次に掲げるものをいうものとする。

a～e （略）

f 2(3)b及びcの2（同(3)cの2中「新規上場申請者の企業グループ（株券上場審査基準第2条第1項に規定する新規上場申請者の企業グループをいう。以下同じ。）」とあるのは「上場会社の企業グループ（上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(1)aの(a)に規定する上場会社の企業グループをいう。以下同じ。）」と、「新規上場申請者の企業グループの」とあるのは「上場会社の企業グループの」と読み替える。）に規定する書類

(2) （略）

付 則

この改正規定は、平成16年8月2日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者、セントレックスからの上場市場の変更を申請する者又は市場第一部銘柄への指定を申請する者から適用する。

b 第5項第2号の規定により提出される「上場申請のための有価証券報告書」に記載する財務諸表等

18 第13条（所属部の指定又は指定替え）関係

(1) 第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用を受ける上場会社については、次に掲げるものをいうものとする。

a～e （略）

f 2(3)bに規定する書類

(2) （略）

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a 第1号関係</p> <p>(a)~(c) (略)</p> <p><u>(d) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項(有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)cの2に規定する主要な事業活動の前提となる事項をいう。以下同じ。)</u> <u>について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。</u></p> <p>(e) (略)</p> <p>(f) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 第3号関係</p> <p>(a) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、かつ、<u>次に掲げる事項が分かりやすく記載されていること。</u></p> <p><u>イ 新規上場申請者及びその企業グループの財政状態及び経営成績、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項</u></p> <p><u>ロ 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る次に掲げる事項</u></p> <p><u>(1) 当該新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項</u></p> <p><u>(2) 許認可等(有価証券上場規程に関する取</u></p>	<p>1 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a 第1号関係</p> <p>(a)~(c) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(d) (略)</p> <p>(e) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 第3号関係</p> <p>(a) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、かつ、<u>新規上場申請者及びその企業グループの財政状態及び経営成績、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が分かりやすく記載されていること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

扱い要領 2 (3) c の 2 に規定する許認可等をいう。以下同じ。 ) の有効期間その他の期限が法令、契約等により定められている場合には、当該期限

(ハ) 許認可等の取消し、解約その他の事由が法令、契約等により定められている場合には、当該事由

(ニ) 当該新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨

(b) ~ (d) (略)

d (略)

(3) (略)

#### 4 第 5 条 (セントレックスへの上場審査) 関係

(1) 第 1 項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a (略)

b 第 2 号関係

(a) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、かつ、新規上場申請者及びその企業グループの業種・業態の状況を踏まえ、財政状態・経営成績・資金収支の状況に係る分析及び説明、関係会社の状況、研究開発活動の状況、大株主の状況、役員・従業員の状況、配当政策、公募増資の資金使途、リスク情報としての性格を有する情報等、投資者の投資判断上有用な事項が分かりやすく記載されていること。

この場合において、リスク情報としての性格を有する情報とは、事業年数の短さ、累積欠損又は事業損失の発生の状況、特定の役員への経営の依存、他社との事業の競合状況、市場や技術の不確実性、特定の者からの事業運営上の支援の状況、新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る 1 (2) c の (a) 口に掲げる事項等、投資判断に際して新規上

(b) ~ (d) (略)

d (略)

(3) (略)

#### 4 第 5 条 (セントレックスへの上場審査) 関係

(1) 第 1 項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a (略)

b 第 2 号関係

(a) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、かつ、新規上場申請者及びその企業グループの業種・業態の状況を踏まえ、財政状態・経営成績・資金収支の状況に係る分析及び説明、関係会社の状況、研究開発活動の状況、大株主の状況、役員・従業員の状況、配当政策、公募増資の資金使途、リスク情報としての性格を有する情報等、投資者の投資判断上有用な事項が分かりやすく記載されていること。

この場合において、リスク情報としての性格を有する情報とは、事業年数の短さ、累積欠損又は事業損失の発生の状況、特定の役員への経営の依存、他社との事業の競合状況、市場や技術の不確実性、特定の者からの事業運営上の支援の状況等、投資判断に際して新規上場申請者のリスク要因として考慮されるべき事項に関する情報をいうものとする。

場申請者のリスク要因として考慮されるべき事項に関する情報をいうものとする。

(b)～(e) (略)

c・d (略)

e 第4号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

(b) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

(2) (略)

#### 付 則

1 この改正規定は、平成16年8月2日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者の株券の審査及び同日以後にセントレックスからの上場市場の変更に係る申請を行う株券の審査から適用する。

2 平成16年8月2日から平成17年8月1日までの間に終了する事業年度の終了前の審査においては、改正後の1(2)c又は4(1)bの規定に適合しないときは、それぞれ改正前の1(2)c又は4(1)bの規定を適用する。

(b)～(e) (略)

c・d (略)

(新設)

(2) (略)

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第3条（指定基準）関係</p> <p>(1) 指定対象</p> <p>a 第3条に規定する「当取引所が別に定める事項」とは、次の(a)から(e)までに定める基準をいい、当取引所は、有価証券上場規程第13条第3項の規定に基づき上場会社が提出する書類及び質問等に基づいて、それぞれの基準に適合するかどうか審査を行うものとする。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p><u>(c) 上場会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項（有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)cの2に規定する主要な事業活動の前提となる事項をいう。以下同じ。）について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。</u></p> <p><u>(d) 有価証券上場規程第13条第3項の規定に基づき上場会社が提出する書類のうち企業内容の開示に係るものに、次に掲げる事項が分かりやすく記載されていること。</u></p> <p><u>イ 上場会社及びその企業グループの財政状態及び経営成績、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項</u></p> <p><u>ロ 上場会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に関する次に掲げる内容</u></p> <p><u>(1) 当該上場会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項</u></p> <p><u>(2) 許認可等（有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)cの2に規定する許認可等をいう。以下同じ。）の有効期間その他の期限が法令、契約等により定められている場合には、当該期限</u></p> <p><u>(3) 許認可等の取消し、解約その他の事由が</u></p>	<p>2 第3条（指定基準）関係</p> <p>(1) 指定対象</p> <p>a 第3条に規定する「当取引所が別に定める事項」とは、次の(a)から(d)までに定める基準をいい、当取引所は、有価証券上場規程第13条第3項の規定に基づき上場会社が提出する書類及び質問等に基づいて、それぞれの基準に適合するかどうか審査を行うものとする。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(c) 有価証券上場規程第13条第3項の規定に基づき上場会社が提出する書類のうち企業内容の開示に係るものに、<u>上場会社及びその企業グループの財政状態及び経営成績、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項</u>が分かりやすく記載されていること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

法令、契約等により定められている場合には、当該事由

(二) 当該上場会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨

(e) (a)から前(d)までのほか、公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

b (略)

(2)～(10) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成16年8月2日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。
- 2 平成16年8月2日から平成17年8月1日までの間に終了する事業年度の終了前の審査においては、改正後の2(1)aの(d)の規定に適合しないときは、改正前の2(1)aの(c)の規定を適用する。

(d) (a)から前(c)までのほか、公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

b (略)

(2)～(10) (略)

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1)～(10)（略）</p> <p>(11) 上場契約違反等</p> <p>第12号に規定する「<u>上場契約について</u>重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。</p> <p>a～c（略）</p> <p>(12)・(13)（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年8月2日から施行する。</p>	<p>1 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1)～(10)（略）</p> <p>(11) 上場契約違反等</p> <p>第12号に規定する「重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。</p> <p>a～c（略）</p> <p>(12)・(13)（略）</p>